

# 富谷市 市制施行を申請



平成28年第1回富谷町議会定例会での議決を受けて、3月22日(火)、宮城県庁において、若生町長より村井宮城県知事に「富谷町を富谷市とすることについての申請書」を手渡しました。

今後、宮城県知事から総務大臣への協議、宮城県議会での審議を経て、官報告示により正式に決定される運びとなります。

## ◇市制に向けた今後の予定

| 期 日    | 内 容                     |
|--------|-------------------------|
| 3月17日  | ■富谷町議会議決                |
|        | 「富谷町を富谷市とすることについて」      |
| 3月22日  | ■宮城県知事へ申請（富谷町→宮城県）      |
| 3月下旬   | ■総務大臣へ協議（宮城県→総務省）       |
| 5月中旬   | ■総務大臣からの同意<br>（総務省→宮城県） |
| 6月     | ■宮城県議会上程                |
|        | 「富谷町を富谷市とすることについて」      |
| 7月     | ■県知事から総務大臣へ町を市とする処分の届出  |
|        | ■県知事から町長への「市制施行処分」      |
| 8月     | ■総務大臣告示（官報告示）           |
| 10月10日 | ■富谷市市制施行                |

# 市制施行に伴う住所表示の変更について



問 企画政策課 市制移行・地方創生推進室 (☎358-3248)

市制施行に伴う住所表示の変更については、広報とみや2月号で変更案をお知らせしましたが、先の議会におきまして、議決を受け、変更案のとおり決定しました。今後の手続き等については次のとおりです。

## ◆住所変更のお知らせ・証明書の発行について

### ①「市制施行に伴う住所変更のお知らせ」

平成28年10月10日現在で住民登録がある全世帯に、新住所、旧住所を記載した「住所表示変更のお知らせ」を郵送します。(10月10日以降に郵送します。)

### ②「市制施行による住所変更に伴う各種手続きのお知らせ」

自動車運転免許証の住所など、市制による住所変更に伴う各種手続きについて、今後、一覧表を作成し、全世帯に配付します。

### ③「住所表示の変更を証明する証明書」

住所変更に伴う各種手続きで住所表示変更の証明書が必要となる場合にご利用いただけます。証明書は、市制施行後、随時、役場、出張所窓口で無料で発行します。

## ◆変更内容

(1)「字」表記のない住所表示は、「黒川郡富谷町」が「富谷市」に変更されるのみです。

※成田公民館の例

|       |     |       |           |
|-------|-----|-------|-----------|
| 【現 在】 | 黒川郡 | 富谷町   | 成田一丁目1番地1 |
| 【変更案】 | 富谷市 | _____ | 成田一丁目1番地1 |

(2)「字」表記のある住所表示は、「字」の表記を除くこととしました。

※富谷町役場の例

|       |     |       |              |
|-------|-----|-------|--------------|
| 【現 在】 | 黒川郡 | 富谷町   | 富谷 字 坂松田30番地 |
| 【変更案】 | 富谷市 | _____ | 富谷 坂松田30番地   |

(3) 次の3字は「字」表記を除くことに加えて、名称を変更することとしました。

|       |     |       |                       |      |
|-------|-----|-------|-----------------------|------|
| 【現 在】 | 黒川郡 | 富谷町   | 富谷 字 町                | 〇〇番地 |
| 【変更案】 | 富谷市 | _____ | 富谷 <sup>しんまち</sup> 新町 | 〇〇番地 |

|       |     |       |          |      |
|-------|-----|-------|----------|------|
| 【現 在】 | 黒川郡 | 富谷町   | 富谷 字 町北裏 | 〇〇番地 |
| 【変更案】 | 富谷市 | _____ | 富谷 北裏    | 〇〇番地 |

|       |     |       |          |      |
|-------|-----|-------|----------|------|
| 【現 在】 | 黒川郡 | 富谷町   | 富谷 字 町南裏 | 〇〇番地 |
| 【変更案】 | 富谷市 | _____ | 富谷 南裏    | 〇〇番地 |

70歳以上の方・障がい手帳を所持している方を対象に

## 外出支援乗車証「とみぱす」交付事業を開始します

～ 町民バスの利用と共にご活用いただき、心と体のリフレッシュにお役立てください ～

問 長寿福祉課 (☎358-0513) または地域福祉課 (☎358-3294)

### 1 趣旨・目的

社会参加支援・安心安全な移動支援

### 2 対象

70歳以上の方、もしくは障がい手帳を取得している18歳以上の方

### 3 乗車証「とみぱす」

仙台市交通局発行のICカード乗車券イクスカを活用した富谷町オリジナル乗車証  
住所氏名、性別、生年月日、顔写真が記載された簡易な身分証を兼ねた乗車証

### 4 上限額・利用者負担額

上 限 額：2万円/年

利用者負担：1割負担および乗車証発行手数料(1400円)・チャージ手数料(250円)

初回に、1万円の乗車証を発行、以後のチャージは1万円毎

### 5 開始時期

平成28年10月10日(以降毎年10月更新)

### 6 基準日等

4月1日を基準とし、申請期間(6月中旬からの予定)を定め、年1回の交付

申請受付日程等詳細は、広報とみや5月号に掲載します。